

尼崎市弥生ヶ丘・西難波墓園の使用に係る承継の手引き

墓地を承継する場合は、裏面の記入例を参考に「使用権承継許可申請書」に必要事項をご記入の上、次の1～4の書類とともに弥生ヶ丘斎場管理事務所までご提出ください。

**※承継許可証は発行に1カ月程度かかります。日数に余裕をもって申請してください。
年間使用料の滞納がある場合は、手続き完了後に納付をお願いします。**

○用語

被承継者＝現在の使用者様

戸籍謄本＝戸籍全部事項証明書

承継者＝お墓を継ぐ方

- 1 被承継者の使用許可証又は承継許可証（原本）
使用許可証等を紛失している場合は、紛失申立書をご提出ください。
- 2 承継者の住民票（※交付から6カ月以内のもの・コピー可・本籍地記載のもの）
- 3 承継者の戸籍謄本（※被承継者と親族であることが確認できるもの・コピー可）
承継者の戸籍謄本だけで親族であることを確認できない場合は、被承継者の原戸籍や除籍等の書類が必要になります。
- 4 承継者が被承継者の祭祀を司る者であることを証する書類
 - (1) 被承継者のご存命の場合
被承継者の承継同意書
 - (2) 被承継者のご逝去されている場合
 - ア 承継者が、被承継者の配偶者である場合
戸籍謄本で配偶者であることが確認できれば、この書類は不要です。
 - イ 承継者が、被承継者の配偶者以外の場合（次のいずれか1つ）
 - (ア) 承継者が、被承継者の葬儀の喪主を務めたことが確認できる書類
（会葬礼状や領収書等のコピー）
 - (イ) 被承継者の葬儀の喪主の承継同意書と、喪主を務めたことが確認できる書類
 - (ウ) 被承継者の配偶者の承継同意書と、配偶者であることがわかる戸籍謄本
（コピー可）
- 5 返送用の切手を貼付した封筒（A4サイズの書類が入るもの）
後日、承継許可証を送付させていただきますので、返送先の郵便番号、住所及び氏名をA4サイズの入る封筒に記入して、140円切手を貼付してください。

以上

○提出先及び連絡先

〒661-0970 尼崎市弥生ヶ丘町1-1 弥生ヶ丘斎場管理事務所

TEL：06-6491-2520

E-mail：yayoigaoka.saijo@obayashi-f.co.jp

（受付時間 9：00～17：30、友引日及び元旦は休日）

(様式2-1)

許可	年 月 日	承継許可証を 交付します。	所長	係	公印
	第 号				
受付	年 月 日				

使用権承継許可申請書 (記入例)

年 月 日

指定管理者 あて

申請者 (承継者)

お墓を継ぐ方が
記入してください
押印は不要です

「被承継者」は
「現在の使用者」
のことです

〒やフリガナも必ず
記入してください

本籍 兵庫県尼崎市七松町 1-3-1-502

〒 660-0052

住所 兵庫県尼崎市七松町 1-3-1-502

フリガナ アマガサ タロウ

氏名 尼崎 太郎

続柄 被承継者の配偶者・子・親族

電話番号 06-4869-3017

フリガナ アマガサ ジロウ

緊急連絡先 氏名 尼崎 次郎

続柄 申請者の配偶者・子・親族

電話番号 06-4869-3017

使用中の区画番号を
記入してください

尼崎 ニ崎市 弥生ヶ丘・西難波 墓園 第 00 区第 000-00 号
申請します。 に関する条例施行規則第 14 条の規定により、次のとおり

使用墓地区画	尼崎市 <u>弥生ヶ丘・西難波</u> 墓園 第 <u>00</u> 区第 <u>000-00</u> 号	
被承継者 (現在の使用者)	本籍	<u>兵庫県尼崎市東七松町 1-23-1</u>
	住所	<u>兵庫県尼崎市東七松町 1-23-1</u>
	氏名	<u>尼崎 花子</u>
承継理由	生前承継・ <u>死亡承継</u> 墓じまい	
添付書類	1 使用許可証又は承継許可証(原本) 2 承継者の住民票(交付から6カ月以内のもの・コピー可) 3 被承継者と承継者が親族であることを証する書類(コピー可) 4 承継者が被承継者の祭祀を司る者であることを証する書類 5 返送用封筒	

現在の使用者様について
記入してください

※太線の枠内のみ記入してください。

添付書類については
表面をご確認ください